

令和 7 年第 1 回さくら市議会 臨時会提案理由説明書

説 明 書 目 次

番号	項 目 名	ページ
1	さくら市職員の給与に関する条例等の一部改正について	P 4
2	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	P 4
3	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	P 5
4	さくら市体育施設条例の一部改正について	P 5
5	さくら市プロサッカーによる地域の元気づくり基金条例の制定について	P 5
6	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	P 6
7	令和 6 年度さくら市一般会計補正予算（第 7 号）	P 6
8	令和 6 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	P 7
9	令和 6 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	P 8
10	令和 6 年度さくら市水道事業会計補正予算（第 1 号）	P 8
11	令和 6 年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	P 9
12	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	P 9
13	議案説明資料 参照法令等	P11
14	さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P12
15	さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P20
16	さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P21
17	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P26
18	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P27
19	さくら市体育施設条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P28

番号	項 目 名	ページ
20	さくら市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P30
21	さくら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P31
22	さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P32
23	さくら市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P34
24	さくら市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P35
25	さくら市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P36

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 6 件、予算 5 件及び報告 1 件であります。

議案第 1 号は、さくら市職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

国においては、人事院の一般職の国家公務員の給与改定に関する勧告に基づき、国家公務員の給与改定が行われました。

本案は、さくら市職員等の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国家公務員に準じ、給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の支給割合の引き上げなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 号は、さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特別職の国家公務員の給与改定を考慮し、さくら

市長等の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 号は、さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特別職の国家公務員の給与改定を考慮し、さくら市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、さくら市体育施設条例の一部改正についてであります。

本案は、さくら市体育施設の有効活用及び効率的な運営のため、所要の改正を行うものであります。

議案第 5 号は、さくら市プロサッカーによる地域の元気づくり基金条例の制定についてであります。

本案は、市内に拠点施設を移転する栃木サッカークラブの支援を目的として本市に寄附された企業版ふるさと納税制度等による寄附金の活用を目的としたさくら市プロサッカーによる地域の元気づくり基金を設置するため、条例を制定するものであります。

議案第 6 号は、さくら市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

本案は、刑法の改正に伴い、禁錮刑及び懲役刑を拘禁刑に統一するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 7 号は、令和 6 年度さくら市一般会計補正予算（第 7 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 3 億 543 万 2 千円を追加し、予算の総額を 233 億 2,755 万 2 千円とするものであります。

歳入では、15 款国庫支出金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠）1 億 4,084 万 8 千円、20 款

繰越金で前年度繰越金 1 億 6,458 万 4 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出では、2 款総務費で、住民情報関連システム管理事業費 70 万 4 千円、3 款民生費で、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費 1 億 4,014 万 4 千円を追加、また、人事院勧告に基づく給与改定について、人件費を該当科目にそれぞれ計上いたしました。

第 2 表繰越明許費の補正は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業で、年度内の事業完了が見込めないことによるものであります。

議案第 8 号は、令和 6 年度氏家都市計画事業上阿久津台土地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 44 万 7 千円を追加し、予算の総額を 2 億 4,778 万 1 千円とするものであります。

歳入では、4 款繰入金で一般会計繰入金 44 万 7 千円を追加、歳出では、人事院勧告に基づく給与改定について、人件費を該当科目にそれぞれ計上いたしました。

議案第 9 号は、令和 6 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 443 万 2 千円を追加し、予算の総額を 41 億 6,792 万 7 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、8 款繰入金で事務費繰入金 212 万 5 千円を追加、歳出では、人事院勧告に基づく給与改定について、人件費を該当科目にそれぞれ計上いたしました。

議案第 10 号は、令和 6 年度さくら市水道事業会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条収益的収入及び支出の支出、第 1 款水道事業費用で、既決予定額に 97 万 5 千円を追加し、総額を 8 億 9,899 万 9 千円とするものであります。

また、予算第 3 条資本的収入及び支出の支出、第 1 款資本的支出で、既決予定額に 108 万 6 千円を追加し、総額を 8 億 4,432 万 3 千円とするものであります。

議案第 11 号は、令和 6 年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条収益的収入及び支出の収入、第 1 款下水道事業収益で、既決予定額に 96 万 5 千円を追加し、総額を 9 億 7,725 万 6 千円、収益的収入及び支出の支出、第 1 款下水道事業費用で、既決予定額に 96 万 5 千円を追加し、総額を 9 億 7,301 万 8 千円とするものであります。

また、予算第 3 条資本的収入及び支出の収入、第 1 款資本的収入で、既決予定額に 67 万 3 千円を追加し、総額を 8 億 8,785 万 4 千円、資本的収入及び支出の支出、第 1 款資本的支出で、既決予定額に 67 万 3 千円を追加し、総額を 11 億 6,250 万 3 千円とするものであります。

報告第 1 号は、専決処分事項の報告についてであります。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分をすることができるものとして、100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関することについて専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(15) 略

2 略

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

□ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 17 年 4 月 8 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。</u>	平成 17 年第 1 回 さくら市議会臨時会	議員案第 5 号	平成 17 年 4 月 8 日

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 ○さくら市職員の給与に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 50 号）（第 1 条関係）
 (1/5)

改 正 案	現 行
(期末手当) 第 17 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合</u>には 100 分の 122.5、<u>12 月に支給する場合</u>には 100 分の 127.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務が 6 級以上であるもの（市規則で定めるものを除く。第 17 条の 4 第 2 項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>6 月に支給する場合</u>には 100 分の 102.5、<u>12 月に支給する場合</u>には 100 分の 107.5）を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 68.75」と、<u>「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 71.25」と</u>、「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 58.75」と、<u>「100 分の 107.5」とあるのは「100 分の 61.25」とする。</u> 4～6 略 (勤勉手当) 第 17 条の 4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合</u>には 100 分の 102.5（特定幹部職員にあつては、100 分の 122.5）	(期末手当) 第 17 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 122.5</u> <u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務が 6 級以上であるもの（市規則で定めるものを除く。第 17 条の 4 第 2 項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100 分 102.5</u> <u>）を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u> (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 68.75」と <u>、</u>「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 58.75」と <u>する。</u> 4～6 略 (勤勉手当) 第 17 条の 4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100 分の 102.5（特定幹部職員にあつては、100 分の 122.5）</u>

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 ○さくら市職員の給与に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 50 号）（第 1 条関係）
 (2/5)

改 正 案	現 行
、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5（特定幹部職員にあつては、100 分の 127.5）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6 月に支給する場合には 100 分の 48.75（特定幹部職員にあつては、100 分の 58.75）、12 月に支給する場合には 100 分の 51.25（特定幹部職員にあつては、100 分の 61.25）を乗じて得た額の総額 3～5 略	_____を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____100 分の 48.75（特定幹部職員にあつては、100 分の 58.75）_____を乗じて得た額の総額 3～5 略

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文
 ○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）

改 正 案

別表第1（第3条関係）

行 政 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300

現 行

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文
 ○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）

改 正 案									
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 以 外 の 職 員	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		
	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
	84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
	86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
	87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
	88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			
	89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			

現 行									
		36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
		37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
		38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
		39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
		40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
		41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
		42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
		43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
		44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
		45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
		46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
		47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
		48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
		49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
		50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
		51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
		52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
		53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
		54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
		55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
		56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
		57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
		58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
		59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
		60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 以 外 の 職 員	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
		62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
		63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
		64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
		65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
		66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
		67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
		68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
		69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
		70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
		71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
		72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
		73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
		74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
		75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
		76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
		77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
		78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
		79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
		80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
		81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
		82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
		83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
		84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
		85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
		86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
		87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
		88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
		89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文
 ○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）

改 正 案								
	<u>90</u>	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>		
	<u>91</u>	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>		
	<u>92</u>	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>		
	<u>93</u>	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>		
	<u>94</u>		<u>299,400</u>	<u>347,400</u>				
	<u>95</u>		<u>299,700</u>	<u>347,800</u>				
	<u>96</u>		<u>300,100</u>	<u>348,200</u>				
	<u>97</u>		<u>300,300</u>	<u>348,400</u>				
	<u>98</u>		<u>300,600</u>	<u>348,800</u>				
	<u>99</u>		<u>301,000</u>	<u>349,200</u>				
	<u>100</u>		<u>301,400</u>	<u>349,500</u>				
	<u>101</u>		<u>301,600</u>	<u>349,800</u>				
	<u>102</u>		<u>301,900</u>	<u>350,200</u>				
	<u>103</u>		<u>302,200</u>	<u>350,600</u>				
	<u>104</u>		<u>302,500</u>	<u>351,000</u>				
	<u>105</u>		<u>302,700</u>	<u>351,500</u>				
	<u>106</u>		<u>303,000</u>	<u>351,900</u>				
	<u>107</u>		<u>303,300</u>	<u>352,300</u>				
	<u>108</u>		<u>303,600</u>	<u>352,700</u>				
	<u>109</u>		<u>303,800</u>	<u>353,200</u>				
	<u>110</u>		<u>304,200</u>	<u>353,600</u>				
	<u>111</u>		<u>304,600</u>	<u>353,900</u>				
	<u>112</u>		<u>304,900</u>	<u>354,200</u>				
	<u>113</u>		<u>305,100</u>	<u>354,700</u>				
	<u>114</u>		<u>305,300</u>					
	<u>115</u>		<u>305,600</u>					
	<u>116</u>		<u>306,000</u>					
	<u>117</u>		<u>306,200</u>					
	<u>118</u>		<u>306,400</u>					
	<u>119</u>		<u>306,700</u>					
	<u>120</u>		<u>307,000</u>					
	<u>121</u>		<u>307,400</u>					
	<u>122</u>		<u>307,600</u>					
	<u>123</u>		<u>307,900</u>					
	<u>124</u>		<u>308,200</u>					
	<u>125</u>		<u>308,500</u>					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

現 行								
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
	94		295,900	343,600				
	95		296,200	344,100				
	96		296,600	344,500				
	97		296,800	344,700				
	98		297,100	345,100				
	99		297,500	345,500				
	100		297,900	345,800				
	101		298,100	346,100				
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

○さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 30 年さくら市条例第 17 号）

（第 2 条関係）

(1/1)

改 正 案	現 行																								
（給与条例の適用除外等） 第 10 条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員（さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 30 年さくら市条例第 17 号）第 8 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170」と、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 175」とする。 別表（第 8 条関係） 特定任期付職員給料表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>392,000 円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>440,000 円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>492,000 円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>555,000 円</td></tr> <tr> <td>5</td><td>634,000 円</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	392,000 円	2	440,000 円	3	492,000 円	4	555,000 円	5	634,000 円	（給与条例の適用除外等） 第 10 条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員（さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 30 年さくら市条例第 17 号）第 8 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170」と_____する。 別表（第 8 条関係） 特定任期付職員給料表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>380,000 円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>427,000 円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>477,000 円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>539,000 円</td></tr> <tr> <td>5</td><td>615,000 円</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	380,000 円	2	427,000 円	3	477,000 円	4	539,000 円	5	615,000 円
号給	給料月額																								
1	392,000 円																								
2	440,000 円																								
3	492,000 円																								
4	555,000 円																								
5	634,000 円																								
号給	給料月額																								
1	380,000 円																								
2	427,000 円																								
3	477,000 円																								
4	539,000 円																								
5	615,000 円																								

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）（第3条関係）

(1/5)

改 正 案				現 行			
別表第1（第3条関係） 給料表				別表第1（第3条関係） 給料表			
職種の区分	職務の級	1 級	2 級	職種の区分	職務の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額
1 一般行政事務 （他の職種 の区分 の適用を 受けない ものを含 む。）	1	183,500	230,000	1 一般行政事務 （他の職種 の区分 の適用を 受けない ものを含 む。）	1	162,100	208,000
	2	184,600	231,500		2	163,200	209,700
	3	185,800	233,000		3	164,400	211,400
	4	186,900	234,500		4	165,500	212,900
	5	188,000	236,000		5	166,600	214,400
	6	189,700	237,500		6	167,700	216,200
	7	191,300	239,000		7	168,800	217,900
	8	192,900	240,500		8	169,900	219,600
	9	194,500	242,000		9	170,900	221,100
	10	196,200	243,400		10	172,300	222,600
	11	197,800	244,800		11	173,600	224,100
	12	199,400	246,200		12	174,900	225,600
	13	201,000	247,400		13	176,100	226,800
	14	202,700	248,600		14	177,600	228,200
	15	204,400	249,800		15	179,100	229,600
	16	206,100	251,000		16	180,700	231,000
	17	207,400	252,100		17	181,800	232,400
	18	209,000	253,200		18	183,200	234,000
	19	210,600	254,300		19	184,600	235,500
	20	212,100	255,400		20	186,000	236,900
	21	213,600	256,400		21	187,300	238,100
	22	215,200	257,400		22	189,600	239,700
	23	216,800	258,400		23	191,800	241,200
	24	218,400	259,400		24	194,000	242,600
	25	220,000	260,400		25	196,200	243,600
	26	221,700	261,300		26	197,900	245,100
	27	223,000	262,200		27	199,400	246,400
	28	224,300	263,100		28	200,900	247,600
	29	225,600	263,900		29	202,400	248,700
	30	226,700	264,700		30	203,800	249,700
	31		265,500		31		250,600

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）（第3条関係）

(2/5)

改 正 案				現 行			
	<u>32</u>		<u>266,300</u>		<u>32</u>		<u>251,500</u>
	<u>33</u>		<u>267,000</u>		<u>33</u>		<u>252,400</u>
	<u>34</u>		<u>267,800</u>		<u>34</u>		<u>253,300</u>
	<u>35</u>		<u>268,600</u>		<u>35</u>		<u>254,100</u>
	<u>36</u>		<u>269,300</u>		<u>36</u>		<u>254,900</u>
	<u>37</u>		<u>270,000</u>		<u>37</u>		<u>255,600</u>
	<u>38</u>		<u>270,800</u>		<u>38</u>		<u>256,700</u>
	<u>39</u>		<u>271,600</u>		<u>39</u>		<u>257,900</u>
	<u>40</u>		<u>272,300</u>		<u>40</u>		<u>259,000</u>
	<u>41</u>		<u>273,000</u>		<u>41</u>		<u>260,200</u>
	<u>42</u>		<u>273,800</u>		<u>42</u>		<u>261,400</u>
	<u>43</u>		<u>274,600</u>		<u>43</u>		<u>262,500</u>
	<u>44</u>		<u>275,300</u>		<u>44</u>		<u>263,600</u>
	<u>45</u>		<u>276,000</u>		<u>45</u>		<u>264,700</u>
2 保健師、 助産師、 看護師そ の他これ らに準ず る業務に 従事する フルタイ ム会計年 度任用職 員で規則 で定める もの	<u>1</u>	<u>183,500</u>	<u>230,000</u>	2 保健師、	<u>1</u>	<u>162,100</u>	<u>208,000</u>
	<u>2</u>	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>	助産師、	<u>2</u>	<u>163,200</u>	<u>209,700</u>
	<u>3</u>	<u>185,800</u>	<u>233,000</u>	看護師そ	<u>3</u>	<u>164,400</u>	<u>211,400</u>
	<u>4</u>	<u>186,900</u>	<u>234,500</u>	の他これ	<u>4</u>	<u>165,500</u>	<u>212,900</u>
	<u>5</u>	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>	らに準ず	<u>5</u>	<u>166,600</u>	<u>214,400</u>
	<u>6</u>	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>	る業務に	<u>6</u>	<u>167,700</u>	<u>216,200</u>
	<u>7</u>	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>	従事する	<u>7</u>	<u>168,800</u>	<u>217,900</u>
	<u>8</u>	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>	フルタイ	<u>8</u>	<u>169,900</u>	<u>219,600</u>
	<u>9</u>	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	ム会計年	<u>9</u>	<u>170,900</u>	<u>221,100</u>
	<u>10</u>	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	度任用職	<u>10</u>	<u>172,300</u>	<u>222,600</u>
	<u>11</u>	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	員で規則	<u>11</u>	<u>173,600</u>	<u>224,100</u>
	<u>12</u>	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	で定める	<u>12</u>	<u>174,900</u>	<u>225,600</u>
	<u>13</u>	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	もの	<u>13</u>	<u>176,100</u>	<u>226,800</u>
	<u>14</u>	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>		<u>14</u>	<u>177,600</u>	<u>228,200</u>
	<u>15</u>	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>		<u>15</u>	<u>179,100</u>	<u>229,600</u>
	<u>16</u>	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>		<u>16</u>	<u>180,700</u>	<u>231,000</u>
	<u>17</u>	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>		<u>17</u>	<u>181,800</u>	<u>232,400</u>
	<u>18</u>	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>		<u>18</u>	<u>183,200</u>	<u>234,000</u>
	<u>19</u>	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>		<u>19</u>	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>
	<u>20</u>	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>		<u>20</u>	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>
	<u>21</u>	<u>213,600</u>			<u>21</u>	<u>187,300</u>	

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）（第3条関係）

(3/5)

改 正 案				現 行			
	<u>22</u>	<u>215,200</u>			<u>22</u>	<u>189,600</u>	
	<u>23</u>	<u>216,800</u>			<u>23</u>	<u>191,800</u>	
	<u>24</u>	<u>218,400</u>			<u>24</u>	<u>194,000</u>	
	<u>25</u>	<u>220,000</u>			<u>25</u>	<u>196,200</u>	
	<u>26</u>	<u>221,700</u>			<u>26</u>	<u>197,900</u>	
	<u>27</u>	<u>223,000</u>			<u>27</u>	<u>199,400</u>	
	<u>28</u>	<u>224,300</u>			<u>28</u>	<u>200,900</u>	
	<u>29</u>	<u>225,600</u>			<u>29</u>	<u>202,400</u>	
	<u>30</u>	<u>226,700</u>			<u>30</u>	<u>203,800</u>	
	<u>31</u>	<u>227,800</u>			<u>31</u>	<u>205,200</u>	
	<u>32</u>	<u>228,900</u>			<u>32</u>	<u>206,600</u>	
	<u>33</u>	<u>230,000</u>			<u>33</u>	<u>208,000</u>	
	<u>34</u>	<u>231,100</u>			<u>34</u>	<u>209,300</u>	
	<u>35</u>	<u>232,200</u>			<u>35</u>	<u>210,600</u>	
3 保育士、 介護士そ の他これ らに準ず る業務に 従事する フルタイ ム会計年 度任用職 員で規則 で定める もの	<u>1</u>	<u>221,700</u>	<u>230,000</u>	3 保育士、 介護士そ の他これ らに準ず る業務に 従事する フルタイ ム会計年 度任用職 員で規則 で定める もの	<u>1</u>	<u>197,900</u>	<u>208,000</u>
	<u>2</u>	<u>223,000</u>	<u>231,500</u>		<u>2</u>	<u>199,400</u>	<u>209,700</u>
	<u>3</u>	<u>224,300</u>	<u>233,000</u>		<u>3</u>	<u>200,900</u>	<u>211,400</u>
	<u>4</u>	<u>225,600</u>	<u>234,500</u>		<u>4</u>	<u>202,400</u>	<u>212,900</u>
	<u>5</u>	<u>226,700</u>	<u>236,000</u>		<u>5</u>	<u>203,800</u>	<u>214,400</u>
	<u>6</u>	<u>227,800</u>	<u>237,500</u>		<u>6</u>	<u>205,200</u>	<u>216,200</u>
	<u>7</u>	<u>228,900</u>	<u>239,000</u>		<u>7</u>	<u>206,600</u>	<u>217,900</u>
	<u>8</u>	<u>230,000</u>	<u>240,500</u>		<u>8</u>	<u>208,000</u>	<u>219,600</u>
	<u>9</u>	<u>231,100</u>	<u>242,000</u>		<u>9</u>	<u>209,300</u>	<u>221,100</u>
	<u>10</u>	<u>232,200</u>	<u>243,400</u>		<u>10</u>	<u>210,600</u>	<u>222,600</u>
	<u>11</u>	<u>233,300</u>	<u>244,800</u>		<u>11</u>	<u>211,900</u>	<u>224,100</u>
	<u>12</u>	<u>234,400</u>	<u>246,200</u>		<u>12</u>	<u>213,200</u>	<u>225,600</u>
	<u>13</u>	<u>235,400</u>	<u>247,400</u>		<u>13</u>	<u>214,400</u>	<u>226,800</u>
	<u>14</u>	<u>236,400</u>	<u>248,600</u>		<u>14</u>	<u>215,600</u>	<u>228,200</u>
	<u>15</u>	<u>208,000</u>	<u>222,700</u>		<u>15</u>	<u>216,700</u>	<u>229,600</u>
	<u>16</u>	<u>209,300</u>	<u>224,500</u>		<u>16</u>	<u>217,800</u>	<u>231,000</u>
	<u>17</u>	<u>210,600</u>	<u>226,100</u>		<u>17</u>	<u>218,900</u>	<u>232,400</u>
	<u>18</u>	<u>211,900</u>	<u>227,800</u>		<u>18</u>	<u>219,900</u>	<u>234,000</u>
	<u>19</u>	<u>213,200</u>	<u>229,400</u>		<u>19</u>	<u>220,900</u>	<u>235,500</u>
	<u>20</u>	<u>214,300</u>	<u>230,900</u>		<u>20</u>	<u>221,800</u>	<u>236,900</u>
	<u>21</u>	<u>215,600</u>	<u>232,200</u>		<u>21</u>	<u>222,700</u>	<u>238,100</u>

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）（第3条関係）

(4/5)

改 正 案				現 行			
	<u>22</u>	<u>242,600</u>	<u>257,400</u>		<u>22</u>	<u>223,600</u>	<u>239,700</u>
	<u>23</u>	<u>243,200</u>	<u>258,400</u>		<u>23</u>	<u>224,500</u>	<u>241,200</u>
	<u>24</u>	<u>243,800</u>	<u>259,400</u>		<u>24</u>	<u>225,400</u>	<u>242,600</u>
	<u>25</u>	<u>244,400</u>	<u>260,400</u>		<u>25</u>	<u>226,300</u>	<u>243,600</u>
	<u>26</u>	<u>245,000</u>	<u>261,300</u>		<u>26</u>	<u>227,200</u>	<u>245,100</u>
	<u>27</u>	<u>245,500</u>	<u>262,200</u>		<u>27</u>	<u>228,100</u>	<u>246,400</u>
	<u>28</u>	<u>246,000</u>	<u>263,100</u>		<u>28</u>	<u>228,900</u>	<u>247,600</u>
	<u>29</u>	<u>246,400</u>	<u>263,900</u>		<u>29</u>	<u>229,800</u>	<u>248,700</u>
	<u>30</u>	<u>246,700</u>	<u>264,700</u>		<u>30</u>	<u>230,700</u>	<u>249,700</u>
4 非常勤	<u>1</u>	<u>247,000</u>	<u>301,100</u>	4 非常勤	<u>1</u>	<u>221,800</u>	<u>282,000</u>
講師、非	<u>2</u>	<u>248,100</u>	<u>302,900</u>	講師、非	<u>2</u>	<u>222,900</u>	<u>284,200</u>
常勤助	<u>3</u>	<u>249,200</u>	<u>304,600</u>	常勤助	<u>3</u>	<u>224,000</u>	<u>286,300</u>
手、支援	<u>4</u>	<u>250,300</u>	<u>306,200</u>	手、支援	<u>4</u>	<u>225,200</u>	<u>288,200</u>
員、理科	<u>5</u>	<u>251,500</u>	<u>307,800</u>	員、理科	<u>5</u>	<u>226,700</u>	<u>290,300</u>
支援員、	<u>6</u>	<u>252,800</u>	<u>309,500</u>	支援員、	<u>6</u>	<u>228,200</u>	<u>292,000</u>
外国語支	<u>7</u>	<u>254,000</u>	<u>311,300</u>	外国語支	<u>7</u>	<u>229,700</u>	<u>293,800</u>
援員及び	<u>8</u>	<u>255,200</u>	<u>313,000</u>	援員及び	<u>8</u>	<u>231,200</u>	<u>295,500</u>
適応支援	<u>9</u>	<u>256,300</u>	<u>314,300</u>	適応支援	<u>9</u>	<u>232,500</u>	<u>296,800</u>
教室に勤	<u>10</u>	<u>257,500</u>	<u>316,200</u>	教室に勤	<u>10</u>	<u>234,100</u>	<u>298,800</u>
務する相	<u>11</u>	<u>258,700</u>	<u>318,000</u>	務する相	<u>11</u>	<u>235,800</u>	<u>300,700</u>
談員その	<u>12</u>	<u>259,900</u>	<u>319,700</u>	談員その	<u>12</u>	<u>237,200</u>	<u>302,700</u>
他これら	<u>13</u>	<u>261,100</u>	<u>321,400</u>	他これら	<u>13</u>	<u>238,500</u>	<u>304,700</u>
に準ずる	<u>14</u>	<u>262,300</u>	<u>323,300</u>	に準ずる	<u>14</u>	<u>239,900</u>	<u>306,800</u>
業務に従	<u>15</u>	<u>263,500</u>	<u>325,000</u>	業務に従	<u>15</u>	<u>241,300</u>	<u>309,000</u>
事するフ	<u>16</u>	<u>264,700</u>	<u>326,700</u>	事するフ	<u>16</u>	<u>242,700</u>	<u>311,200</u>
ルタイム	<u>17</u>	<u>265,900</u>	<u>328,400</u>	ルタイム	<u>17</u>	<u>244,000</u>	<u>313,300</u>
会計年度	<u>18</u>	<u>267,000</u>	<u>330,200</u>	会計年度	<u>18</u>	<u>245,300</u>	<u>315,600</u>
任用職員	<u>19</u>	<u>268,100</u>	<u>332,000</u>	任用職員	<u>19</u>	<u>246,500</u>	<u>317,800</u>
で規則で				で規則で			
定めるも	<u>20</u>	<u>269,200</u>	<u>333,700</u>	定めるも	<u>20</u>	<u>247,800</u>	<u>319,900</u>
の				の			
5 特定の				5 特定の			
資格を要				資格を要			
する職に	<u>1</u>	<u>392,000</u>		する職に	<u>1</u>	<u>380,000</u>	
従事する				従事する			
フルタイ				フルタイ			

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第 15 号）（第 3 条関係）

(5/5)

改 正 案				現 行			
<u>ム会計年</u>				<u>ム会計年</u>			
<u>度任用職</u>				<u>度任用職</u>			
<u>員で規則</u>				<u>員で規則</u>			
<u>で定める</u>				<u>で定める</u>			
<u>もの</u>				<u>もの</u>			

改 正 案	現 行
(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額<u>に、6 月に支給する場合には 100 分の 167.5、12 月に支給する場合には 100 分の 172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額<u>に 100 分の 167.5</u> <u>を乗じて得た</u>額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 43 号）（1/1）

改 正 案	現 行
(期末手当) 第 5 条 略 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 167.5、12 月に支給する場合には 100 分の 172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第 5 条 略 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

改 正 案					現 行						
別表第 1（第 2 条関係）						別表第 1（第 2 条関係）					
名称		位置		設置年月日		名称		位置		設置年月日	
略		略		略		略		略		略	
さくら市喜連川体育館		略		略		さくら市喜連川体育館		略		略	
略		略		略		<u>さくら市喜連川運動場</u>		<u>さくら市喜連川 886 番地</u>		<u>昭和 60 年 4 月 1 日</u>	
略		略		略		略		略		略	
別表第 2（第 8 条関係）						別表第 2（第 8 条関係）					
1 略						1 略					
2 略						2 略					
3 略						3 略					
4 さくら市運動場使用料						4 さくら市運動場使用料					
区分		単位	使用料		摘要	区分		単位	使用料		摘要
			施設使用料	照明使用料					施設使用料	照明使用料	
<u>さくら市喜連川高校跡地第 1 グラウンド</u>	全面	1 時間	300 円	1,000 円	<u>ゲートボール場として利用する場合において、当該利用者が 60 歳以上であるときの施設使用料は、無料とする。</u>	<u>さくら市喜連川運動場</u>	全面	1 時間	500 円	2,000 円	
	1/3 面	1 時間	100 円				片面	1 時間	250 円	1,000 円	
略	略	略	略	略			ゲートボール場	1 人 1 時間	300 円	=	<u>栃木県央都市圏又は栃木県塩谷広域圏に属する市町に居住する者又は同市町内に所在する学校、官公署、事業所等に在学し、</u>

さくら市体育施設条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市体育施設条例（平成 17 年さくら市条例第 99 号）

(2/2)

改 正 案		現 行					
							若しくは 在職する 者で60歳 以上のも のが利用 する場合 は、無料 とする。
		<u>さくら市喜連川高校跡地第1グラウンド</u>	<u>球場1面</u>	<u>1時間</u>	<u>300円</u>	<u>1,000円</u>	
		略	略	略	略	略	
		備考 略					
備考 略		備考 略					
5 略		5 略					
6 略		6 略					

改 正 案							現 行						
別表第 1（第 7 条、第 12 条関係）							別表第 1（第 7 条、第 12 条関係）						
1 略							1 略						
2 略							2 略						
3 さくら市菖蒲沢公園							3 さくら市菖蒲沢公園						
有料公園施設							有料公園施設						
区分		利用 時間	単位	使用料		摘要	区分		利用 時間	単位	使用料		摘要
				施設 使用 料	照明 使用 料						施設 使用 料	照明 使用 料	
多 目 的 広 場	1 面	午前 5 時 から	1 時 間	300 円	2,00 0 円		野 球 場	1 面	午前 5 時 から	1 時 間	300 円	2,00 0 円	
	半面	午後 9 時 まで	1 時 間	150 円	1,00 0 円				午後 9 時 まで				
略	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略	
備考 略							備考 略						

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成17年さくら市条例第30号)(第1条関係)(1/1)

改 正 案	現 行
(失職の例外) 第5条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者について、情状を考慮して特に必要と認めるときは、当該職員がその職を失わないものとすることができる。 2 略	(失職の例外) 第5条 任命権者は、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者について、情状を考慮して特に必要と認めるときは、当該職員がその職を失わないものとするすることができる。 2 略

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例(平成17年さくら市条例第50号)(第2条関係)

(1/2)

改 正 案	現 行
第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第17条の3 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く、次項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕され	第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第17条の3 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く、次項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕され

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第2条関係）

(2/2)

改 正 案	現 行
ているときその他これを取り消すことが一時差止処分のために明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁</u>刑以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4～6 略	ているときその他これを取り消すことが一時差止処分のために明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>__以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4～6 略

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文(傍線の部分は改正部分)

○さくら市下水道条例(平成17年さくら市条例第161号)(第3条関係)

(1/1)

改 正 案	現 行
(責任技術者) 第16条 略 2 責任技術者として管理者が認める者は、公益財団法人とちぎ建設技術センター(以下「センター」という。)が実施する試験に合格し、責任技術者名簿に登録した者とする。ただし、法第45条の規定に違反して<u>拘禁刑</u>又は罰金の処分を受けた者及び第48条の規定に違反して過料の処分を受けた者で処分の日から2年を経過していない者については、認めないことができる。	(責任技術者) 第16条 略 2 責任技術者として管理者が認める者は、公益財団法人とちぎ建設技術センター(以下「センター」という。)が実施する試験に合格し、責任技術者名簿に登録した者とする。ただし、法第45条の規定に違反して<u>懲役</u>又は罰金の処分を受けた者及び第48条の規定に違反して過料の処分を受けた者で処分の日から2年を経過していない者については、認めないことができる。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年さくら市条例第170号）

(第4条関係)

(1/1)

改 正 案	現 行
(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行の終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略	(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行の終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年さくら市条例第３号）（第５条関係）（1/1）

改 正 案	現 行
附 則 (経過措置) 4・5 略 6 第４項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第２条第９号に規定する行政情報を含む情報の集合物であって特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を外部提供してときは、２年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 7 第４項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第２条第９号に規定する行政情報（指定管理者が行う市の公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者が当該管理の業務に関して知り得た旧個人情報も含む。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 8・9 略	附 則 (経過措置) 4・5 略 6 第４項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第２条第９号に規定する行政情報を含む情報の集合物であって特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を外部提供してときは、２年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 7 第４項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第２条第９号に規定する行政情報（指定管理者が行う市の公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者が当該管理の業務に関して知り得た旧個人情報も含む。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 8・9 略